

小牧市土地区画整理事業施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月27日

小牧市長 山下 史守朗

小牧市規則第12号

## 小牧市土地区画整理事業施行規則の一部を改正する規則

小牧市土地区画整理事業施行規則（昭和56年小牧市規則第38号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、尾張都市計画事業小牧小松寺土地区画整理事業施行条例（平成3年小牧市条例第10号）第33条」を削る。

第19条第1項中「尾張都市計画事業小牧小松寺土地区画整理事業施行条例第7条第2項第3号、」を削る。

第40条中「第77条第8項」を「第77条第10項」に改める。

様式第6中「当事者」を「乙又はその承継人」に改め、「合併」の次に「、分割」を加え、「又は氏名」を「（法人にあつては、主たる事務所の所在地）又は氏名（法人にあつては、名称）」に改める。

様式第19（裏）中「抜すい」を「抜粋」に改める。

様式第21（裏）中「抜すい」を「抜粋」に、「7 施行者」を「8 施行者」に、「9 第7項」を「10 第8項」に改める。

### 附 則

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の小牧市土地区画整理事業施行規則の規定に基づいて作成されている用紙（様式第6を除く。）は、改正後の小牧市土地区画整理事業施行規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。